

2026年4月10日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名 GMO インターネット株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 伊藤 正
(コード番号 4784 東証プライム)
問い合わせ先 執行役員 菅谷 俊彦
T E L 03-5728-7900
U R L <https://www.internet.gmo/>

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年4月10日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、2025年1月1日より、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下「GMO-IG」という。）のインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、「すべての人にインターネット」という企業理念のもと、GMO-IGより承継したインターネットインフラ事業を提供するとともに、従前より提供しておりましたインターネット広告・メディア事業を引き続き展開しております。また、それに伴い商号を「GMO アドパートナーズ株式会社」から「GMO インターネット株式会社」へ変更しております。

特に、当社の事業領域であるインターネットインフラ事業は、インターネットの継続的な普及に加え、DXの進展やオンライン消費の定着、さらに近年ではAI活用の拡大とそれに伴う高性能な計算能力への需要の高まりを背景に、事業機会がより一層拡大しているものと認識しております。このような事業環境のもと、当社はストック型収益モデルである既存事業の安定的な成長を図るとともに、新規事業として2024年11月より、計算性能や開発環境のユーザビリティに強みを持つGPUクラウドサービスである「GMO GPU クラウド」の提供を開始し、国内初の商用サービスの一つとして「NVIDIA HGX B300」を搭載したサーバー25台（計200基）を調達し順次提供を開始するなど、これらのニーズへの対応をさらに進めております。

今回の新株式発行による調達資金を「GMO GPU クラウド」の業容拡大に向けた新規GPUサーバーの設備投資資金や、従来から「GMO GPU クラウド」の提供先であり、自動運転の開発に取り組むスタートアップであ

日本を代表する総合インターネットグループへ **GMO**

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

る Turing 株式会社との間で締結した GPU クラウド分野における戦略的パートナーシップ（Turing 株式会社の完全自動運転 AI 開発を支えるため、「GMO GPU クラウド」を 4 年間にわたり提供）のための出資に伴い調達した借入金の返済等に充当することで、当分野の更なる事業拡大に向けて取り組んでまいります。

また、上記新株式発行と同時に当社株式の売出しを決議しておりますが、株式の売出しの目的は以下のとおりです。

当社は上述の吸収分割に併せて、2025 年 1 月 1 日より、上場先となる市場についても従前の東京証券取引所スタンダード市場から、東京証券取引所プライム市場に同日付で変更となっております。2026 年 3 月 9 日付の「上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）について」においてお知らせいたしました通り、GMO-IG を中心とした法人株主の保有する当社株式の売却を中心とした取り組みを進めた結果、「流通株式時価総額」の上場維持基準については適合となりましたが、「流通株式比率」については引き続き上場維持基準に適合しておりません。今回、新株式発行と併せて株式の売出しを実施することで、流通株式比率についても上場維持基準を充足することを見込んでおります。

加えて、本新株式発行及び株式売出しにより個人投資家層を中心に株主層を拡大及び多様化し、株式の流動性の向上を図るとともに、個人株主層に対し当社サービスの認知をさらに拡大させることを目指しております。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 30,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 4 月 20 日（月）から 2026 年 4 月 23 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

日本を代表する総合インターネットグループへ **GMO**

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社、野村証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2026年4月27日（月）から2026年4月30日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が2026年4月20日（月）又は2026年4月21日（火）の場合には2026年4月27日（月）、2026年4月22日（水）の場合には2026年4月28日（火）、2026年4月23日（木）の場合には2026年4月30日（木）とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 伊藤 正に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 後記2. の引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合は、一般募集も中止する。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 61,500,000株
- (2) 売出人 GMOインターネットグループ株式会社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 伊藤 正に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 13,725,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 大和証券株式会社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、大和証券株式会社が当社株主から 13,725,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 伊藤 正に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集又は引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である大和証券株式会社が当社株主から 13,725,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、13,725,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から 2026 年 5 月 22 日（金）までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、大和証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 5 月 22 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸借株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、大和証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、大和証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

る売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載のシンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、大和証券株式会社は、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

2. 今回の一般募集による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 274,698,528 株 (2026年4月10日現在)
- (2) 一般募集による増加株式数 30,000,000 株
- (3) 一般募集後の発行済株式総数 304,698,528 株

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額 19,678,400,000 円については、3,200,000,000 円を 2026 年 5 月末までに、Turing 株式会社との間で締結した GPU クラウド分野における戦略的パートナーシップ (Turing 株式会社の完全自動運転 AI 開発を支えるため、「GMO GPU クラウド」を 4 年間にわたり提供) のための出資に伴い、GMO インターネットグループ株式会社から調達した借入金の返済資金に、16,478,400,000 円を 2027 年 12 月末までに、「GMO GPU クラウド」の業容拡大に向けた新規 GPU サーバーの設備投資資金の一部又は全部に充当し、残額が生じた場合には、2026 年 5 月末までに、運転資金として取引銀行から調達した借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、当社の設備投資計画の内容は、2026 年 4 月 10 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出 会社	本社 (東京都 渋谷区)	インターネ ットインフ ラ事業	GPUデータ センター設備 (新規GPUサー バーの導入)	16,557	-	増資資金 (注) 1.	2026年 4月	2028年 7月	(注) 2.

- (注) 1. 増資資金が不足する場合、不足分は自己資金又は借入金を予定しています。
- 2. 完成後の能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社の中長期的な収益性の向上及び財務基盤の改善に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向 50% を目標とすることを基本方針としてまいりました。

2025 年 12 月期からは、安定的な財務基盤を維持した上で、株主の皆様に対する利益還元をさらに強化するべく、連結ベースの配当性向を 65% に引き上げることといたしました。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当回数につきましては、これまで当社は株主総会を決定機関として年 1 回の配当を行うことを基本方針としておりましたが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様への速やかな利益還元を目的とし、基準日を毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日とした四半期配当を 2025 年 12 月期より行っております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失 (△)	2.50 円	△0.30 円	20.28 円
1 株当たり年間配当金	1.30 円	6.90 円	20.26 円
(第 1 四半期)	—	—	(4.61 円)
(第 2 四半期)	—	—	(4.17 円)

日本を代表する総合インターネットグループへ **GMO**

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(第3四半期)	—	—	(5.84円)
(第4四半期)	—	—	(5.64円)
実績連結配当性向	52.0%	—%	100.0%
自己資本連結当期純利益率	0.8%	△0.1%	59.0%
連結純資産配当率	0.4%	2.1%	10.9%

- (注) 1. 当社は2025年12月期より四半期配当を実施しているため、2024年12月期以前においては、通期の配当実績を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2024年12月期の数値については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本（純資産の期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は2026年2月28日現在、次のとおりであります。なお、今回の一般募集後の発行済株式総数（304,698,528株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.38%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

決議日	交付株式 残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2025年1月6日	1,146,000株	1,111円	556円	2027年1月31日から 2035年1月5日まで
2025年1月6日	10,000株	1,111円	556円	2027年1月31日から 2035年1月5日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期	2026年12月期
始 値	450 円	341 円	1,199 円	990 円
高 値	460 円	1,323 円	3,675 円	999 円
安 値	336 円	330 円	616 円	663 円
終 値	342 円	1,199 円	937 円	755 円
株価収益率	136.80 倍	—倍	46.20 倍	—倍

(注) 1. 2026年12月期の株価については、2026年4月9日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2024年12月期の数値については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、2026年12月期の数値については、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人であるGMOインターネットグループ株式会社は大和証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わな

日本を代表する総合インターネットグループへ **GMO**

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

い旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。